

日田市立中学校 拠点校部活動要項

日田市教育委員会
令和 8 年 3 月改訂

拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を日田市の一つの学校が受け入れるというものである。運動部活動に参加したい生徒の救済措置として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。また、拠点校部活動は、部活動の地域展開に向けての段階的な方策の一つとする。

1. 目的

生徒の運動の機会の確保、団体種目の活動の継続等の観点から、必要に応じて拠点校による部活動を実施する。

2. 事業主体及び実施主体

実施の事業主体は、日田市教育委員会（以下、事業主体）とする。また、実施主体は、日田市立中学校とする。

3. 実施主体（拠点校）及び実施申請

男子バレー、女子ソフトボール、柔道の部活動に参加したい生徒がいた場合、当該学校と市教委で拠点校部活動の実施を検討する。

拠点校部活動を実施する場合、当該学校長は教育委員会に実施申請書（様式1）を提出し、教育委員会が実施承認を行う。

4. 拠点校部活動に参加できる生徒 ※以下①～③の全てに該当すること

- ①在籍校の教職員による引率を必要としない生徒。
- ②拠点校の部活動方針や規約等に従って活動(保護者会を含む)するとともに、活動中は拠点校の指導方針(生活面等)に従うことへ同意した生徒。
- ③在籍校及び拠点校両校の承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書・誓約書を交わした生徒。

5. 留意事項

- ①実施期間は、原則1年間（年度単位）とし事業主体の判断とする。
- ②拠点校部活動においては、「日田市の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を遵守する。
- ③名称は、合同部活動・地域クラブと区別ができる名前とする。
- ④拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応する。
- ⑤拠点校までの移動については、保護者の責任のもと行う。
- ⑥在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動及び活動中の事故については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される。申請については、在籍校が行う。
- ⑦活動に関する連絡は拠点校が行い、活動を欠席する場合は保護者が拠点校の顧問等に連絡する。
- ⑧在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について必要に応じて連絡をとるものとする。在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供する。
- ⑨在籍校の学習活動や行事等の予定が、拠点校部活動の活動と重なった場合は、原則、在籍校の活動を優先する。
- ⑩生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校学校長及び在籍校学校長が協議して、生徒の活動を中止することができる。

6. 参加受け入れ手順

- ①拠点校方式による部活動への参加を希望する保護者は、在籍校から本事業の説明を受け、在籍校学校長に「参加申込書・保護者同意書（様式2）」を提出する。
- ②参加生徒の在籍校学校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書（様式2）を受け、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して拠点校学校長に申請書（様式3）を提出する。拠点校学校長は承諾すれば、参加生徒在籍校学校長及び教育委員会に承諾書（様式4）を提出する。
※柔道における拠点校(東部中学校・三隈中学校)は、学校や保護者と協議し市教委が決定する。ただし、同一校から別の拠点校を指定することはできない。
- ③拠点校の体制が整い次第、拠点校から在籍校へ連絡する。
連絡を受けた在籍校の連絡担当者は、体制が整ったことを保護者へ連絡する。
連絡を受けた保護者は、拠点校の連絡担当者に連絡し、誓約書（様式5）及び入部届（拠点校の様式）を提出したのち部活動を開始する。

※本要項については、必要に応じて見直し、改定を行うものとする